

第2日目（2月8日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の方、早朝から大変ご苦労さまでございます。よろしく願いいたします。

散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届け出が出ておりますので報告をいたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、社会厚生委員長・腰越晃君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 おはようございます。第1号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、地方自治法第74条に基づく本条例の一部改正について、委員会付託を受け委員会審査を行いました。内容について報告をいたします。

まず、開催日時は、昨日2月7日、午後1時15分より大会議室にて行いました。出席者は社会厚生委員9名全員であります。また、参考人として岡村望氏、久保田功氏、勝又義一氏、川辺哲夫氏、以上4名の出席もいただきました。執行部からは林市長、岡村副市長、石田市民生活部長、今井総務部長ほかの出席をいただいております。

審査の内容について報告します。まず1番、参考人から補足説明をしていただきました。これについては4人全員に説明をしていただきました。次に参考人への質疑を行いました。そして、執行部に対して補足説明を求めました。補足説明はございませんでした。次に執行部への質疑。以上の4項目につきましては、昨日は傍聴も含めれば議員20名以上が、この委員会の動向をお聞きになっておられるということと、また、質疑の内容が非常に多岐にわたるとのこと。また、その内容について正確性を期すという意味におきまして、会議録を後ほど参考にしていただければと思います。そういうことで以上の4項目については、報告を割愛させていただきたいと思っております。

そして討論を行いました。賛成討論はございませんでした。反対討論が5名の委員からなされました。その内容について報告いたします。

1、地盤沈下による被害、問題はないこと、地下水は十分あることが前提であるので、原案には反対である。2、過剰揚水に対する規制が見えてこない。この基準を認めることは、地盤沈下に立ち向かうこれまでの努力を崩すことになりかねないので、原案には反対である。3、原案には数値が明確に記載されている。市も調査の段階であり、具体的な数値が出ている以上、これでいいと判断するわけにはいかない。大綱には賛成であるが、結論的には反対である。4、市が調査をした中で提案する予定の改定案について検討したいので、原案には反対である。5、条例改正の中身で判断すると、ケーシング口径や定格出力、吐出口径などから、揚水量が間違いなくいたずらに増えると思われる。また、ストレーナー深度については大学教授の指摘にもあったように、40メートルから掘ってもほぼ同じところからくみ上げ

ることになる。そうするとすぐに条例改正をするわけにはいかない。

そして、討論が終わった後、採決を行いました。結果は賛成者なし、反対は8名全員であります。よって、本条例改正案については、当社会厚生委員会は全会一致で反対という結論に至りました。

最後に、委員会の意向を私のほうで一言でまとめてみましたので、報告をしたいと思えます。この間の当該地区への井戸掘削規制による負の部分、これが住民生活への多大な苦難と中心市街地の空洞化の問題等を引き起こしている。このことを考えれば、本直接請求の趣旨について真摯に受けとめ、規制緩和の必要性を委員会として認めるも、改正案の内容については同様の地理的条件である塩沢第2地区の規制への移行を求めるものであり、この改正案をもって条例改正を是とすることには問題がある。市執行部が規制緩和に向けて調査検討を進めている状況では、その内容を待って、議決機関であり、住民代表機関である議会は、判断をすべきであろう。これが委員会の結論である。そのように考えております。以上、報告を終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと進め方といいますか、委員長報告について総論的にお聞きしたいと思います。私も傍聴しましたので詳細は聞くつもりはないのですけれども、前段で、20人ぐらい出席したので質疑の内容は会議録を後日見てくださいというところが1点。それはちょっとあまりにも大き過ぎる。細かいところはいいのですけれども、参考人の方々が来ている委員の皆さんの質問に答えているわけですから、その雰囲気といいますかそういう概要は、やはり来なかった人にもちょっとお知らせすべきではないかというふうな思いが1点。

もう1点は、一番最後に委員長がまとめたところにつきまして、全体的な雰囲気を捉えて委員長がそういうふう考えたのだと私は理解します。委員会の雰囲気もそうでありました。けれども、ただそれが、委員長が考えていることなのか。そこら辺をこういうまとめで委員会が納得してこの議場で説明をすると、報告をするというふうなことで、委員会として了承が得られた報告なのか。その2点をちょっと確認したい。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 1項目目の参考人の説明の内容に関する内容についてどうであったかと、そういうことであろうかと思いますが、最後に申し上げた内容の中に含めたつもりでありますけれども、なかなか具体的に説明をすると非常に多岐にわたるという内容がありますし見解の問題というのもあります。また、内容についてもまだまとめておりませんので、現段階では最初に申し上げましたように、正確性を期するためにも割愛させていただく、そういうことであります。

ただ、所感として申し上げれば、4名の参考人の方から、この間の規制期間でのさまざまな住民生活への影響、そうしたものが多く訴えられました。これは他地区には理解できない内容であるというように、私もそうですし、委員諸氏も理解したものと、そのように考えて

おります。その程度でよろしいでしょうか。

あと、2番目の最後に私が申し上げた件についてでございますけれども、委員諸氏の討論内容であるとか、質疑内容であるとか、そういったものをまとめた中で、やはり委員会としての1つの結論を一言述べておくべきであろうという、私個人の判断でございますので、この内容については、委員全員の意向を求めた上で決定している内容ではございません。

また今後、当委員会についても、この問題については当然ながら調査を続けていくという意向をもっているところでもありますし、それは委員長だけでなく、社会厚生委員の方々からもそうした考えを伺っております。そういった意味も含めて最後まとめたという内容であります。ご理解願えるでしょうか。

〔「はい、わかりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 ほかに。

25番・若井達男君。

○若井達男君 きこのう私は本会議のほうを欠席ということで、本会議の内容等は全く把握しておりません。午後の傍聴は私も参加はさせていただきましたが、今ほど佐藤議員のほうからあったように、大綱質疑を本会議でやって、その上に委員会に付託しているのです。その委員会の内容が、省略、簡単。私もこれは委員会付託に対する案件の審査として、いささか疑問に感じます。やはり、本来であればその委員会内容は、きめ細かくこの本会議で説明すべきであります。それによって質疑が行われるわけです。そういうことなものですので、いま一度また委員長のその辺の考えをお聞かせください。

そして、いま1点です。委員会の中でも、きのうに至るまでそれなりの調査はやってきておられると思います。そして、数字的な問題もこの井戸についてはかなり出てきておりますが、審査するに当たって規制区域内の降雪時における最大揚水量、日、もしくはアワー、これらは当然委員の皆さんは把握されておられると思うわけですが、千七百……（何事か叫ぶ者あり）把握されていると思いますよ。また、1,749名の署名もあがってきております。中には1人、2人のなかなか賛同を得られなかったという参考人の話もありました。2人、3人とは、これは数字的には置いたとしまして、この1,749名の賛同された方は、皆さん全て井戸を取得しているのか、それとも全然取得していないのか。そういう調査の数量的なものは、この委員会で把握しておりますか。それがあってこそ、やはりこの後の進め方になるのではないかとはいえますが、いかがでしょうか。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 2項目の質問をいただきました。きめ細かく内容を報告し、質疑に付すべきではないか、委員会報告としてそうすべきではないかというご意見でございますけれども、まことにもっともであると私は理解しております。ただ、現段階で時間的な制約という問題もありまして、きめ細かい報告にならなかったこと、これについてはおわびを申し上げます。

2番目の数字的な問題についてでございますけれども、ご指摘になった2項目については、

委員会の質疑の中においても、具体的な数字についての言及はありませんでした。そうした内容の中で今後……（何事か叫ぶ者あり）1月に開催した委員会の資料として提出されております。ちょっと今ここに資料を持ってきていないので、それについて説明するわけにはいきませんが、そちらのほうを参考願いたいと考えております。先ほど申し上げましたように、その辺に関する細かい質疑等は昨日は行われておりません。そうした中で、ご指摘の内容をしっかりと受けとめて、また社会厚生委員会としても調査を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 ぜひとも、そういった方向で審査をお願いしたいと思います。（「はい」と叫ぶ者あり）そして、やはり私たちが一番心にとめておかなければならない、大切にしないといけないのは、副市長のほうから、きのうの委員会の最後に、水は1人のものではないのだと、共有なのだ。そういうものをよく皆さん方から、これは執行部をはじめ議員、議会、心にしめてこれからかかっていたきたいというのをいただいております。まさに、天下は誰のものでもありません。天下は天下のものなのです。水は誰のものでもありません。水は天下のものなのです。井戸は確かに個人の私有財産になりますが、水は天下のものなのです。

ぜひともそういう意味で、極めてこれは大切な問題になってきます。平等ということの中に。そういうことなものですので、委員長のまとめ報告については私も全く同感でございますが、そういった方向で今後ひとつ進めてください。終わります。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 ありがとうございます。今ほど若井議員のほうから指摘のあった内容について、副市長の述べられた内容について、幸いここに文章になって起きてきていますので報告させていただきます。

「地下水は無限ではない。枯渇に結びつく可能性も高い。地下水は住民の共有物であることを確認してもらうことが、規制緩和の大前提である。沈下についても、市民には共同の意識を持ってもらう。沈下するのはある程度やむを得ないと考えてもらわなければ、井戸の規制を緩和していくことにはならないと考えている。

本日の議論は、直接請求にあった条例改正をどう判断するかである。市が提案する条例についてではない。改正案には施行日がないので、可決の場合には最長33日で現行条例が改正されることになる」という副市長の述べられた内容があります。後半の部分は若井議員が質問された内容とはちょっと違う不要な部分でありますけれども、一応つけ加えておきました。

そのような考え方の中で、今度は改正案の内容に入っていきますので、それについておっしゃったように数値的なデータも非常に重要視しながら、市の条例改正案の方向をしっかりと調査してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 南魚みらいクラブを代表いたしまして、第1号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正については、反対の立場で討論に参加いたします。

まずもって、今回の条例改正請求に当たり、1,749名もの有効署名を非常に重く受けとめ、署名活動にご尽力いただきました請求代表者の方々には、敬意を表するところであります。

旧六日町の地盤沈下区域につきましては、平成6年に条例で井戸の新規掘削を規制してから20年余りが経過しており、規制前に設置した井戸は耐用年数を迎え、ポンプの入れかえや洗浄が不可能な状況も散見され始めております。規制後、この区域で生活されている方々の冬期間のご苦労は大変なものと同っております。

私も平成27年12月定例会で地盤沈下について一般質問をさせていただきました。昨日の林市長の答弁にもありましたが、当時の井口市長は、「このまま規制を続けた場合、中心市街地の空洞化による経済的、人的損失が懸念される場所であり、地盤沈下の抑制とともに市民生活の確保、生命・財産の保全をともに実現する解決策を検討し取り組んでいく」という答弁でありました。

市の認識は請求代表者の方々、署名をされた皆さんと方向性は一緒であります。しかしながら、提出された改正案では、ケーシング口径、ストレーナー深度など具体的な数値があげてあり、その部分はまだまだ研究が必要であり、専門家の意見を伺わなければなりません。また、深層部からの取水に切りかえるということですが、それとともにほかの節水対策を施さなければ地盤沈下を防ぐことはできないと考えます。

提出された改正案には、ある程度理解することはできるものの、そのままの内容で条例改正というには賛成に至らず、反対の討論とさせていただきます。

なお、林市長は地盤沈下区域の消雪用井戸の掘削を認め、引き続き総揚水量の規制をするとの基本方針を提示し、本年9月定例会で、もしくは整い次第、9月を待たずして条例改正を、とのお考えを示されました。議会といたしましても、一刻も早く地盤沈下区域の方々の苦しみを和らげられるよう、執行部と一丸となって取り組んでいくということを申し添えて反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に反対者の発言を許します。

23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 第1号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、原

案に反対の立場から討論させていただきます。

先ほど委員長報告での最後のまとめに、すばらしいまとめで、まず、賛同させていただきます。

雪は確かにこの地域に非常に大変な被害を起こすこともありますけれども、私たちの生活は雪なしでは成り立たないと私は思っています。全て雪のおかげでこの地域が生活をし、また、皆さん方の生活を守っている、これから先もずっとこういう生活が続くのだらうと、そういうふうに私は思っています。そうした中でこの条例がなされました平成6年からの規制は、南魚沼市の商店街が、長年地盤沈下で苦しんでいる、そうしたにもかかわらず、そういった規制を設けて、少しでもその地域の生活を守っていくのだと、そういう思いで平成6年から始まり23年にわたって規制をやってきました。

確かに1,749人の署名は非常に重たいものがあります。ですが、この1,749人の皆さん方だけでは、南魚沼市の地域の地下水を緩和するということは、私は残念ながら少な過ぎると思っています。先ほどから話がありましたように、地下水の水は全ての皆さん方が本当に有効利用し、そして生活の糧になっているのです。そういった大事な地下水を少しでも守り、そして、この地域の生活を安定させていかれる、そういう仕組みの中で今日までやってまいりました。

今回、林市長はこれを緩和し、9月議会までにはできるだけ緩和して、そういった政策に取り組んでいくと、そういう案を示しています。そうした中では、きちんとした吐出口径だ、深度だと、そういうものをきちんと踏まえた中で精査し、そしてまたいち早く資料を提出していただき、市民の生活を守っていただきたい、そういうふうに思っているところでございます。

この地下水の条例については、本当にそれぞれの思いはあると思いますが、今回提出されました原案に対しては、重く受けとめながらも、反対の討論をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

19番・樋口和人君。

○樋口和人君 おはようございます。それでは、南魚政策研究会を代表しまして、第1号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、原案に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

もともとこの条例につきましては、合併前の3町それぞれに定めていた地下水の採取に関する条例を集めて、そして整理をし、でき上がった条例であります。その中に六日町時代、特に地盤沈下が顕著でありました中心市街地の地域を、平成6年に地盤沈下区域と定め、この地域においてはその後、井戸の掘削を認めない等の大変厳しいものとなっております。合併後も地盤沈下区域におきましては、現在まで厳しい規制が設けられ続けております。

規制が設けられてから 23 年余りたった現在、それこそいつ井戸がかわってしまうのか、その後、雪の処理をどうするか、こういった不安がこの地域の住民の皆さんに日々重くのしかかっています。また、中には、本当に井戸が使用できなくなり、この区域を離れていった方、あるいは事業所もあります。そしてまた、今現在でも移転を考えている、そういったことを検討している事業所等も聞いております。

今回、直接請求をもって市民の皆さんがこの条例の改廃について行動を起こされた、これにはそういった背景があり、やむにやまれぬ思いからのことと考えています。しかし、この区域の今までの地盤沈下の状況を見ますと、やはり何らかの規制も必要なものと思われま

す。また、先ほど来お話があります、地下水は市民みんなの共通の貴重な財産。そのことを市民が共通して大切なものだという認識。そして、その大切なものを守っていくといった気持ちを醸成していくこと。このことも大切なことと考えていますし、今まさに市当局がこのことに取り組み、昨日も市長みずからが 9 月議会には改正案を上程する、あるいは進み具合によってはそれ以前にもということで、これは市長の公約でも掲げてありましたし、今言ったように昨日の答弁からもこういった発言がありました。

そういったことを考えますと、今回請求を出された皆さんから提案があったこの内容でありますけれども、やはり一部の地域だけの規制を取り除く、緩和するといったことで、市全体のことまで考えをきちんとなしているというふうには認められないと思っております。そういった視点が欠けておりますので、今回はこの改廃の改正案原案には反対をいたします。

さらに言えば、きのうも話をしましたが、この 23 年の間、市民の生活を不安といいますか、福祉の向上を妨げる、いわゆる規制をするような条例をつくったからには、やはり行政としてはそれにかわる代替の案、これについて本当に真摯にきっちり取り組むべきであったと思っております。きのうの答弁では、いろいろなことを考え検討してきたが、なかなかそれには至らなかったという話でありますけれども、やはりこのことについては、今まで見てみますと、市長あるいは副市長といったところで、検討あるいはいろいろのことをしていたようですけれども、なかなか職員が一丸となって取り組んできたというような感じが、私はしておりません。これから、いろいろのことで市民の皆さんに規制をかけたということが出てくると思いますが、そういったときにはやはり住民の福祉の向上、このことにきちんと考えを及ばせながら、職員一丸となってまた考えていくということが大切だと思いますし、お願いをしたいと思います。

また、今言いました住民の福祉の向上につきましては、住民の皆様方から行政に付託をされているということでもあります。また、付託をしているのは住民であります。そのことを考えると、やはり我々市民一人一人も、今悩んでいる、苦しんでいる皆さん方のことを考えながらというふうに思っています。

昨日、この署名に反対をされた方が何名かいるという中で、自分ではお金をかけて屋根融雪を整備した。井戸が掘れなくて設備をした。また、お金をかけてそれを動かしている。です

と思うのです。やはり今ここでこの条例を撤廃といいますか、改廃するに当たっては、そういった苦しんできた方々のこともぜひ心にとめた中で、早い段階できちんとした方向性を出していく、そのことを求めながら、今回原案には反対の立場で討論とさせていただきます。ぜひ、皆様方からのご理解をお願いしたいと思います。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 皆さんおはようございます。第1号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、最初に地下水の採取に関する条例改正を求める直接請求運動を行っている皆さんに対して、敬意を表します。

日本有数の豪雪地帯に暮らす私たちにとって、地下水による消雪は、大変有効で、コスト面からも非常にすぐれていると言えます。また、消雪パイプの布設によって私たちの冬の暮らしを一変させました。そうした点からも地下水の利用は大変重要です。一方、大量の地下水利用によって地盤沈下が起こり、規制をせざるを得ないという現実も無視できません。地下水も有限な資源であり、その恩恵は市民が等しく受ける権利があるものと考えています。

そうした点から、地盤沈下区域での規制開始以来の動きを見ますと、地下水が利用できないところでは、屋根融雪を灯油や電気を使って行ったり、重機を使った除排雪を業者に依頼するなど大変な苦勞をされてきています。一方、消雪対策の補完となるはずの流雪溝の設置は遅々として進まず、最初の供用開始から20年以上が経過していますが、いまだに全体の6割しか設置が進んでいないというのは、まさに行政の怠慢ではないでしょうか。冬場、地下水に頼らないまちづくりを真剣に追及してきたのが問われなければなりません。こうした行政の対応を考えると、今回直接請求を行った皆さんの気持ちは大変よく理解できます。

しかし、改正案の深さ80メートル以上、出力5.5キロワットというのは、これまでの努力を台なしにしてしまう危険があるのではないのでしょうか。これまでの観測で深い層でも同じように沈下が起こっていることが判明しています。また、地下の帯水帯はところどころつながっているため、深部からのくみ上げは既存の井戸の枯渇にもつながる危険があり、そうなった場合、深井戸を掘る競争、そういうことになるのではないかと思います。結局は資力のある人しか地下水の恩恵にあずかれない事態を招く危険があります。

今年度市は、新たな水位計を設置し、条例改正に向けた準備を進めているところであり、地盤沈下を抑制しながら、市民が等しく地下水の恩恵を受けられるような条例改正が切実に求められています。こうした点を踏まえて、今回の条例改正案には反対の意思表示をいたします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

21 番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 おはようございます。第 1 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、原案に反対の立場で討論を行います。

平成 6 年にこの規制条例が制定されたわけですがけれども、当時私もこの条例をつくるのに賛成をした者の一人であります。当時はとにかく、先ほどから話がありますけれども、市民全体、町民全体の財産の地下水、これに一定地域に限って規制をかけると、こういったことに対するいろいろな激しい議論を六日町の議会でやったわけです。けれども、いかんせん、ここは日本一の地盤沈下。当時は上越市とここがとにかく一、二を争う地盤沈下の区域だということで、やむなく、相当無理があるということを知りながら、この条例の規制に私も賛成をいたしました。

しかしながら、やはり、今のいろいろな空洞化、こういったことは非常に深刻になってまいりました。地方創生、人口減少対策が叫ばれる中で、私らの同僚だった元議員の方も、この雪で町の中がたまらない、規制によって住んでいることができない。そういったことで雪のない関東圏に居を移した方もおられます。

そういった点でいろいろ変わる。きのう副市長から話がありました、その駐車場の問題、あるいは上町の住宅、そういったことでいろいろなことをやってきましたけれども、この雪国で消雪が一番有効的にできるのは地下水だと、こういったことがはっきりしております。そういった点で、それぞれ大勢の皆さんから署名をいただいて、こういう深刻な陳情が出てきたわけですがけれども、これにはやはり我々も本当に考えなければならないとは思っています。

当時、この規制区域内で 2,000 本の井戸がある。周辺地域も含めると 2,800 本にもなる。1 時間に 2 万 5,000 立方メートルの水をくみ上げる。規制をかけても、昭和 62 年ですか、六日町中学校の建設現場に、当時は総務建設委員会で大谷町長と一緒にいったときに、くい打ちをする。3 本、4 本この基礎はなっています。置けばすっと入ってくる、そんな軟弱な地盤でした。そこが今、階段を 3 段も 4 段もつくらなければならないほど 1 メートルも沈下をしており。こういったことで非常に深刻な、規制をかけても深刻な状況であることには変わりがない。

しかし、この規制を外した場合には、もっと大変なことになるのではないかとおぼろしく思われますけれども、いかんせん、空洞化というものにその影響が大きいということをやはり考えなければなりません。市が今、調査をしておること、この調査結果をきちんといろいろな根拠を持ってすべきだと。

そういうことで、現在は今すぐには、この原案に対して私は反対をいたしますけれども、しかしながらこの地盤沈下ということに対して、市は相当深刻に考えながら、調査結果をもとにしながら、あらゆる点を考慮して、これからの条例制定を市の主導でやっていただきたい。そういったことを申し上げまして、本第 1 号議案には、原案に対して反対の立場での討論にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案否決です。第1号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立なし〕

起立なし。よって、第1号議案原案は全会一致で否決されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして平成29年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午前10時16分〕